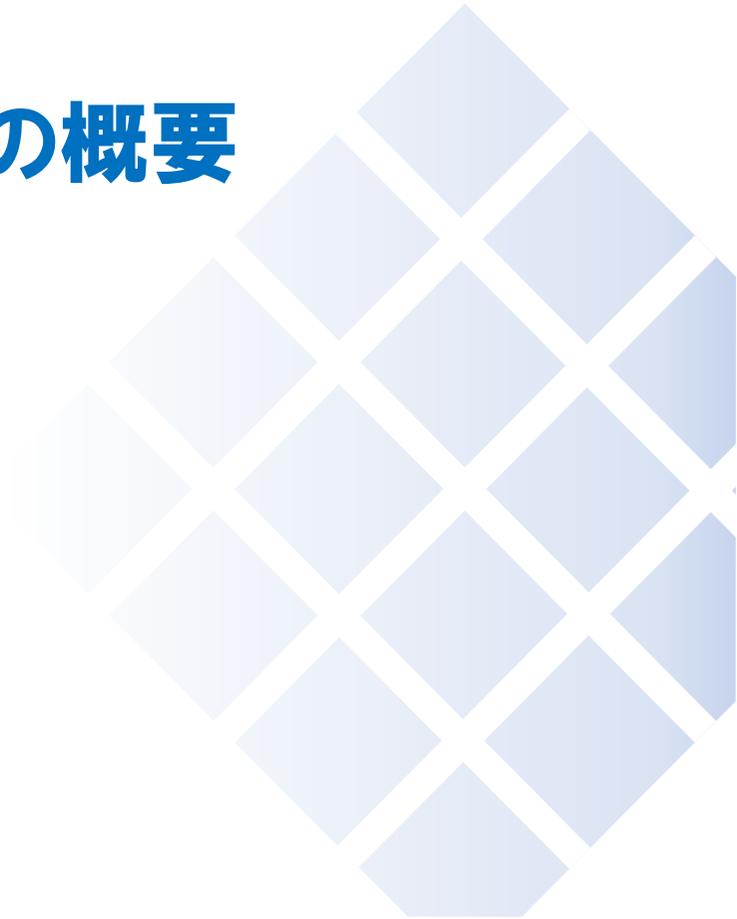




品質管理レビュー制度の概要

2021年2月4日
日本公認会計士協会



本日の内容

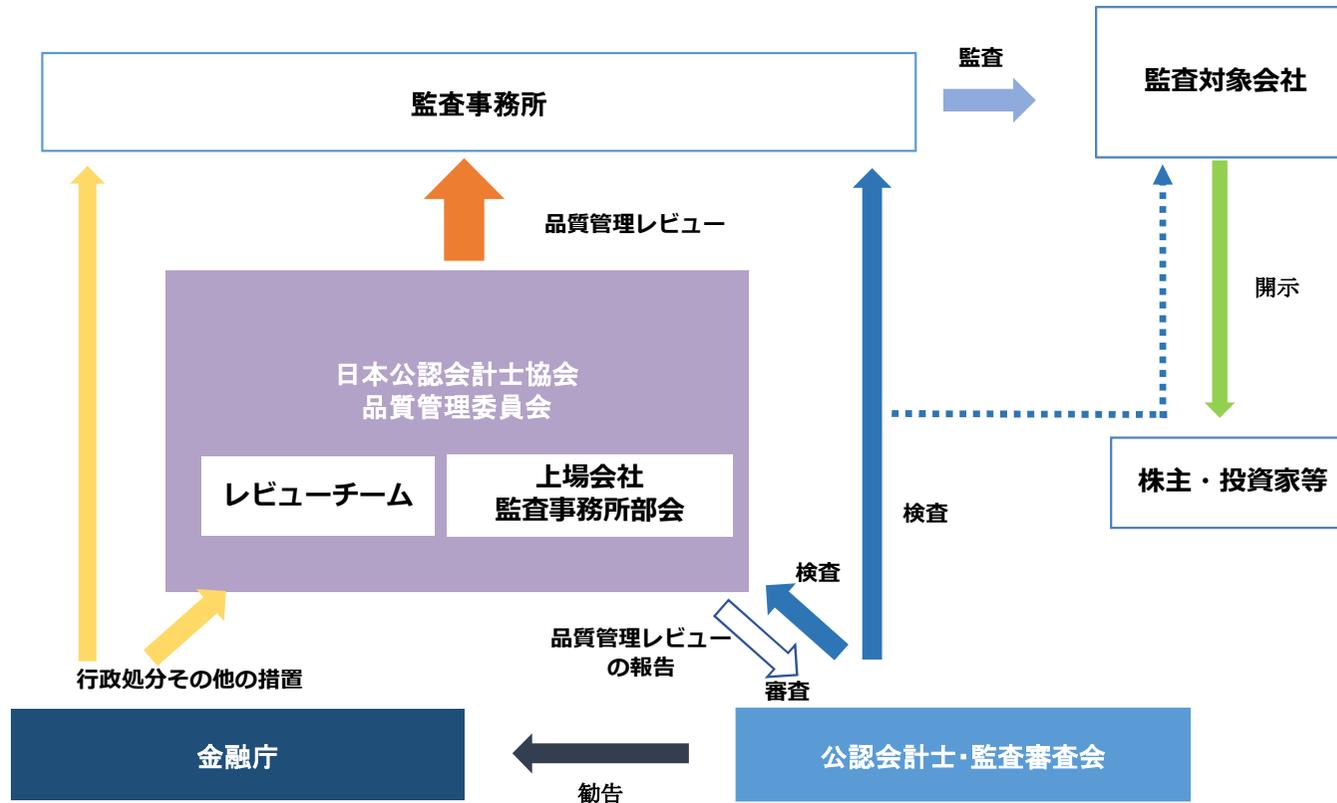
1. 品質管理レビュー制度について
2. 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング
3. 品質管理レビューの性格及び種類
4. 品質管理レビューの対象
5. 品質管理レビューの実施方法
6. 改善勧告書と改善計画書
7. 監査役等への品質管理レビュー結果等の伝達
8. 上場会社監査事務所登録制度
9. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果
10. 品質管理レビュー 2020年度重点実施項目

1. 品質管理レビュー制度について

- 品質管理レビュー制度は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理状況を、当協会がレビューする制度であり、公認会計士法の趣旨を踏まえて自主規制として運用している。
- 品質管理レビューの性格は、指導及び監督であり、摘発若しくは懲戒を目的とするものではなく、また、協会として、監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものでもない。

2. 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング

【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】



3. 品質管理レビューの性格及び種類

○品質管理レビューの性格

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

○品質管理レビューの種類

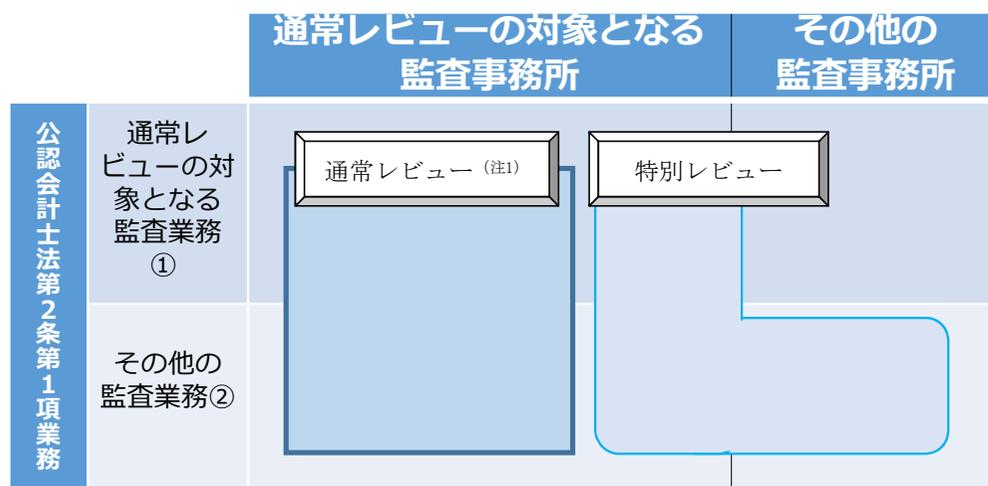
品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として、定期的を実施する通常レビューと、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として、臨時的に実施する特別レビューがあります。

種類	レビューの目的	レビュー対象 監査事務所	実施の頻度	
通常 レ ビ ュ ー	監査事務所全体の品質管理の状況の確認	公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所	定期的	前回通常レビューを実施した日から起算して5年を経過する日までに、3年ごとを目途に実施 (大手監査法人は2年に一度)
特別 レ ビ ュ ー	① 特定の監査業務の品質管理の状況の確認 ② 監査事務所の特定分野に係る品質管理の状況の確認	監査契約を締結している全ての監査事務所	臨時的	特定のテーマ等について適時に確認することが必要と認められる場合

※レビューの実施結果に応じて改善措置の状況の確認を行う。

4. 品質管理レビューの対象

○品質管理レビューの対象となる監査事務所と監査業務の関係



(注1)：通常レビューの選定対象となる監査業務

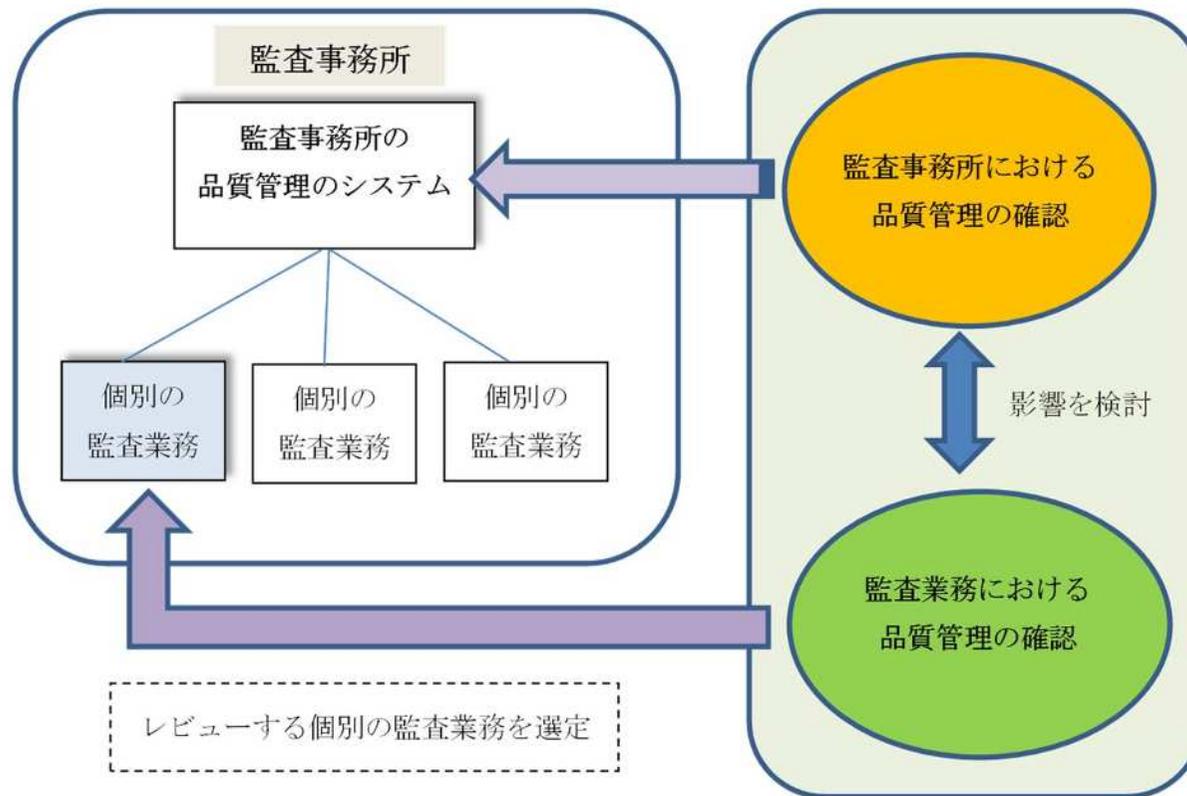
- ① 品管細則第3条第1項に定める公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務
- ② ①に加えてその他の会社等の監査業務を追加選定する場合がある。

	通常レビュー対象 監査事務所
監査法人	144事務所 (128)
公認会計士	62事務所 (8)
合計	206事務所 (136)

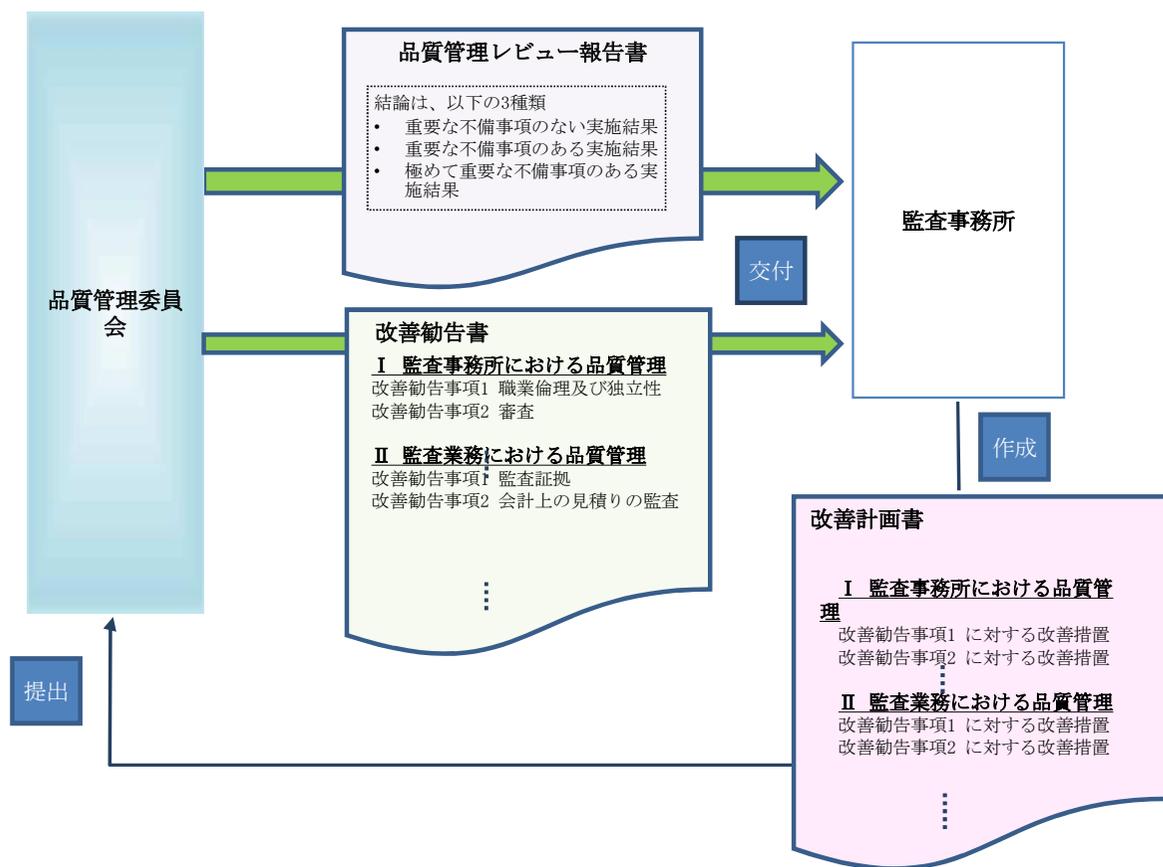
2020年3月末現在。() カッコ内は、
上場会社監査事務所名簿登録事務所数。

5. 品質管理レビューの実施方法

監査事務所全体の品質管理の確認



6. 改善勧告書と改善計画書



品質管理レビュー報告書の実施結果にかかわらず、監査事務所の品質管理の向上に資する改善の必要な事項（改善勧告事項）がある場合には、改善勧告書を作成し監査事務所に交付している。極めて重要な不備事項がある実施結果又は重要な不備事項がある実施結果の場合、改善勧告書を受領した監査事務所は、改善計画書を作成し改善勧告事項に対する改善措置を報告することが求められる。

・改善勧告書

改善勧告事項は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況である「監査事務所の品質管理のシステム」に関するものと、個別の監査業務における監査事務所の品質管理のシステムの運用状況である「監査業務の品質管理」に関するものに区分されて「改善勧告書」に記載される。

・改善計画書

監査事務所は、改善勧告事項のうち重要な不備事項及び極めて重要な不備事項に対する改善措置について記載した改善計画書を作成し、品質管理委員会に提出する。なお、レビューアーは監査事務所の改善計画が実行可能で効果の高いものとなるように、監査事務所への指導を実施する。

(参考) 改善状況の確認

通常レビューを実施した結果、「不備事項」しか認められない場合は、監査事務所の自主的な改善を尊重して、原則として、書面による改善状況の報告を受けた上で、改善不十分の懸念があるときには、通常レビュー又は改善状況の確認を実施する。

一方、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」が認められた場合は、原則として、翌年度に通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、監査事務所の改善措置の実施状況を確認する。

(2020年改正前は、従来のフォローアップ・レビューとして実施していた。)

(参考：2019年度におけるフォローアップレビューの状況)

	2018年度から 繰り越された 事務所数	2019年度実施 事務所数	計	レビュー報告書 交付事務所数	2020年度へ繰 り越す事務所数
通常レビュー	2	84	86	84	2
フォローアップ・レビュー	-	43	43	43	-
再フォローアップ・レビュー	-	1	1	1	-

(参考) 日本公認会計士協会全体としての取組

品質管理レビューで把握した問題事項

会員への周知

協会内の各委員会の
個別施策へ反映

品質管理レビューで把握した問題事項は、監査法人の品質管理責任者との意見交換会や、協会主催の全国研修会において会員への周知を図るほか、適宜、中小事務所施策調査会、IT委員会等の協会内の関係委員会等と情報連携し、各委員会における施策の実行に繋げております。

<会員への周知>

- 品質管理レビューで把握した問題事項については、監査事務所の事務所規模ごと（大手・準大手・中小）に開催している各監査法人の品質管理責任者との意見交換会において周知を図っている。
- また、毎年の協会主催の全国研修会において、前年度における品質管理レビューの結果及び当年度の品質管理レビューの方針に係る研修会を開催するほか、年4回にわたり事例解説集による改善勧告事項事例の説明を内容とする研修会※を開催することで、会員への周知を図っている。

（※事例解説集を基に改善勧告事項を説明し、監査事務所として品質管理のシステムをどのように整備し、運用すべきか、また、個々の監査業務の品質管理をどのように実施すべきかについての参考に供することを目的とした研修会）

<各委員会施策への反映-中小監査事務所向けの対応の例>

- 中小監査事務所向け研修会における品質管理の向上に資する支援
当協会の中小監査事務所連絡協議会が開催する研修会において、品質管理レビューアーが講師を務め、また、研修資料に意見を述べるなど中小監査事務所の品質管理の向上に資するよう支援を行っている。
- 中小監査事務所向けのIT支援
IT委員会、中小監査事務所等施策調査会及び品質管理レビューアーとの連携による中小事務所向け支援を行っている。
（年に一度、当協会のIT委員会、中小事務所等施策調査会及びレビューアーの三者間で、中小監査事務所におけるIT関連のテーマにつき、意見交換を実施。その他、中小監査事務所IT対応支援専門委員会、中小監査事務所ITコミュニティ等の関係委員会等への参加、助言等）

7. 監査役等への品質管理レビューの結果等の伝達

監査人は、少なくとも以下のいずれかに該当する監査の場合は、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面で伝達しなければならない。これには、規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果が含まれる。【監基報260 第16項】

- 公認会計士法上の大会社等の監査
- 会計監査人設置会社の監査
- 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査

監査事務所又は個別の監査業務における品質管理に関する改善勧告事項があった場合は、その内容の要約と対応状況についてコミュニケーションが求められる。

(参考) 改善措置の状況への対応の結果と監査役への伝達事項との関係

前提：通常レビューを実施した結果、勧告事項があり、翌年度にその改善状況を確認する場合

対応の方法	レビューの目的	レビューの実施結果 (総合的な結論)の表明	改善状況の 確認結果	監基報260 A31(1)の伝達事項
通常レビュー (改善状況の確認 の手続を含む)	改善措置の状況の確認を 含め、監査事務所の品質 管理のシステム全体を改め て評価	監査事務所の品質管理のシステ ムについて、レビューの実施結果 (総合的な結論)を表明	レビュー報告書に 明示しない (※1)	①(ア) ②(ア)(ウ)(エ)(オ) (※2)
改善状況の確認	改善措置の状況の確認	総合的な結論を表明しない	改善状況確認結 果報告書に明示	①(イ) ②(イ)(ウ)(エ)(オ)

(※1) 再指摘事項があった場合、レビュー報告書には明示されないが、改善勧告書の該当箇所にその旨（前回のレビューで改善勧告した事項である旨）が記載される。

(※2) 通常レビューを実施した場合、改善状況の確認結果（②(イ)参照）は、監査役等への伝達項目ではない。

<監基報260 A31>

(1) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー（日本公認会計士協会会則に基づく通常レビュー及び特別レビューをいう。以下同じ。）

① 対象となるレビュー報告書等

(ア) 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付（過去に受領していない場合はその旨）

(イ) 改善状況の確認結果報告書の日付（(ア)に関連付けて記載する。）

② ①のレビュー報告書等の内容及び対応状況

(ア) 品質管理レビューの実施結果及びその結果に基づく措置

(イ) 改善状況の確認結果（改善の不十分な事項のある確認結果の場合にはその内容を含む。）及びその結果に基づく措置

(ウ) 監査事務所又は個別の監査業務における品質管理に関する極めて重要な不備事項、重要な不備事項及び不備事項の有無、当該事項があった場合は、その内容の要約（個別の監査業務における品質管理に係る極めて重要な不備事項、重要な不備事項及び不備事項については、その領域及び全般的な傾向）及び監査事務所の対応状況

(エ) 品質管理レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実

(オ) 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する極めて重要な不備事項、重要な不備事項及び不備事項の有無、当該事項があったときは、その内容の要約及び対応状況

8. 上場会社監査事務所登録制度

(1) 目的

上場会社と監査契約を締結している監査事務所（以下「上場会社監査事務所」という。）の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、当協会は2007年4月から上場会社監査事務所登録制度を導入している。

(2) 上場会社監査事務所部会

品質管理委員会の下に上場会社監査事務所部会があり、以下の名簿が備えられ、広く一般に公開している。（当協会ウェブサイト <http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/agree.do>）

- ・ 上場会社監査事務所名簿
- ・ 準登録事務所名簿
- ・ 上場会社監査事務所名簿等抹消リスト

(3) 品質管理レビュー制度との関係

名簿への登録の可否や上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度として運用している。

！ 各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。また、新規の上場に際しての会計監査人は、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならないとされています（東京証券取引所の場合、有価証券上場規程第205条第7号の2、第441条の3等）

(参考) 上場会社監査事務所名簿

(参考) 上場会社監査事務所名簿等で開示されている主な指標

- 監査事務所の概要（事務所所在地、社員数、監査対象の上場会社数等）
- 監査事務所の品質管理のシステムの概要
- 品質管理レビューの実施状況
- 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要
- 懲戒処分等（行政処分・行政処分勧告・当協会の懲戒処分）

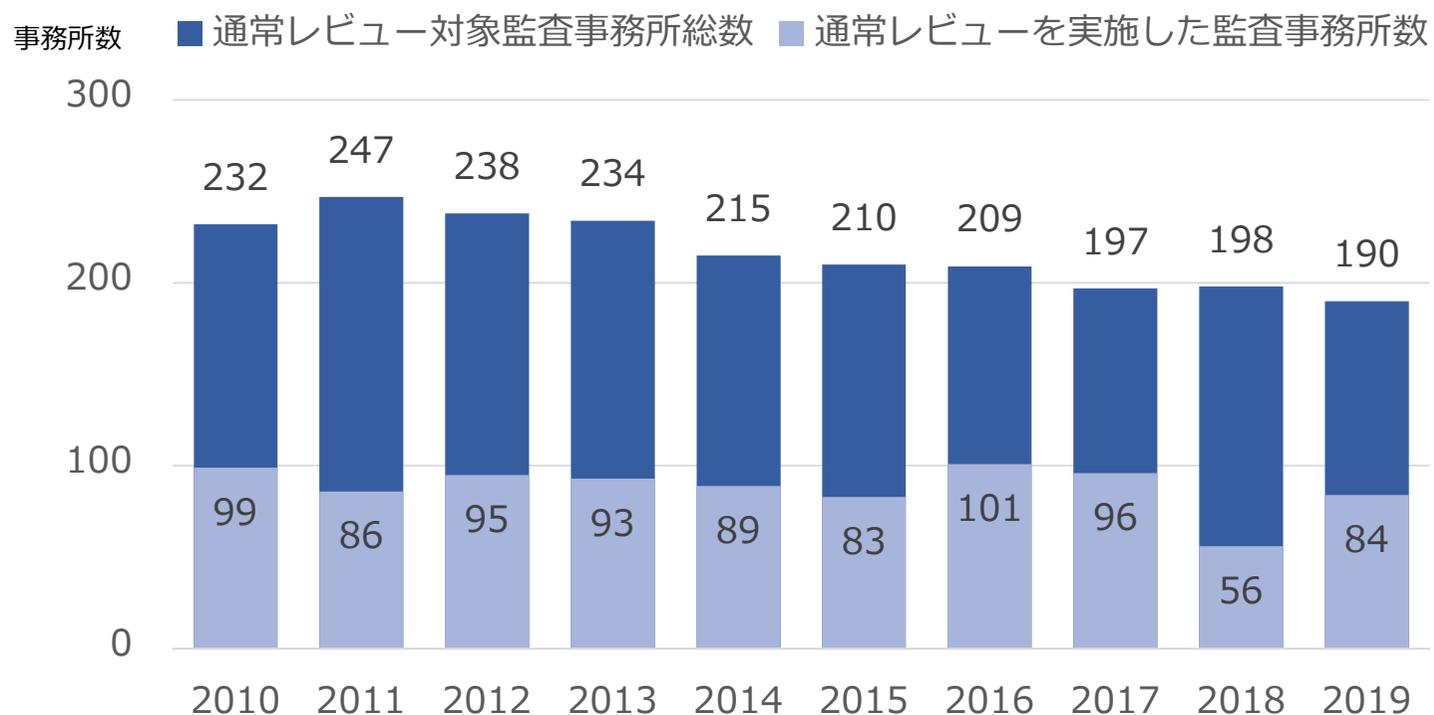
(参考) 当協会ウェブサイトで公開している上場会社監査事務所名簿等の開示例

事務所名称	組織形態	代表者	所在地	開示すべき書類	品質管理レビュー実施状況	措置懲戒行政処分勧告	その他	情報更新日
イロハカンサハウジン イロハ監査法人	法人	カンサ タロウ 監査 太郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー:2019/04 レビュー:2018/03	あり ※		2019/12/17
エービーシーカンサハウジン ABC監査法人	法人	カンサ ジロウ 監査 次郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー:2018/02			2019/11/02

※「措置、懲戒、行政処分、勧告」欄に「あり」と表示されている場合、リンク先にその内容が掲示される。

9. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

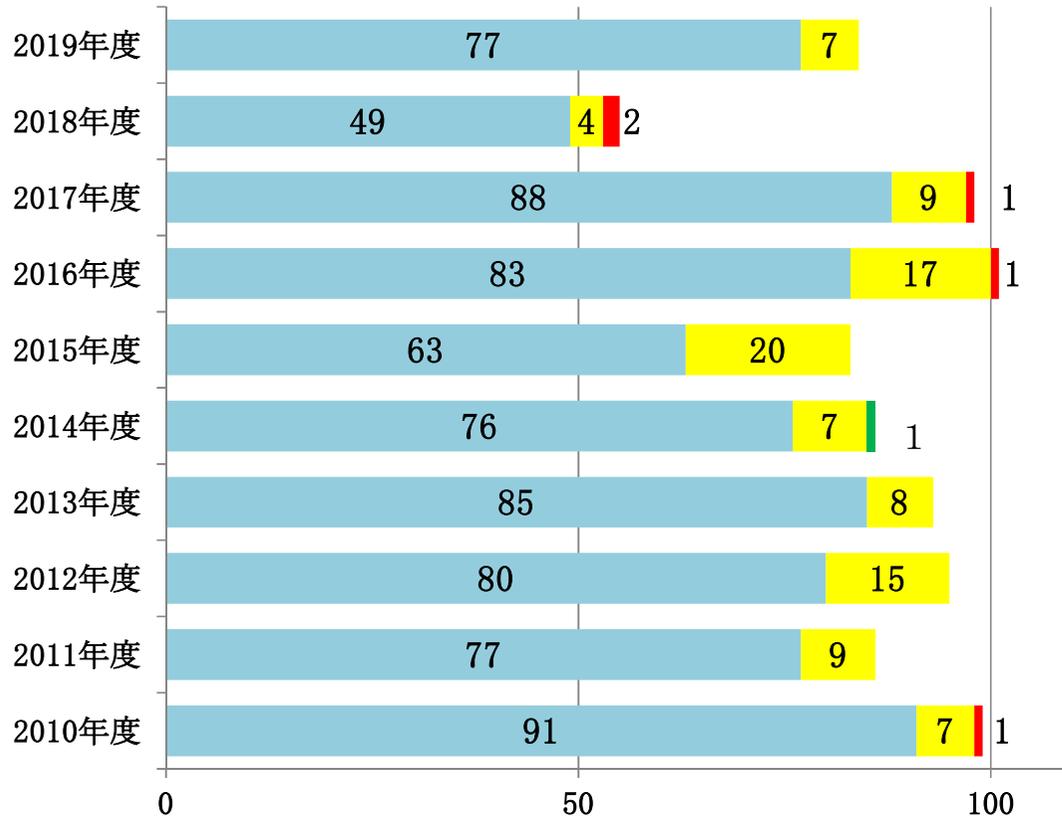
通常レビューを実施した監査事務所数の推移



9. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

通常レビューの結論ごとの監査事務所数

■ 限定事項のない結論 ■ 限定事項付き結論 ■ 否定的結論 ■ 結論の不表明



※2019年度以前の実施結果の結論区分については2020年制度改正前の区分で記載（以下、同様。） ➡スライドP24参照

Copyright © The Japanese Institute of Certified Public Accountants.

限定事項	2018年度	2019年度
限定事項付き結論又は否定的結論の監査事務所	6	7
監査事務所における品質管理合計	6	7
品質管理の全般的体制	4(4)	4(3)
指示と監督及び監査調書の査閲	2(1)	4(4)
職業倫理及び独立性	4(3)	3(2)
監査業務における品質管理合計	6	7
会計上の見積りの監査	5(3)	7(3)
不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応（仕訳テスト除く）	4(3)	7(4)
監査証拠	5(1)	4(1)
内部統制	3(1)	4(2)

※複数の改善勧告事項が生じている監査事務所があるため、内訳と合計は一致しない。

※表中の（ ）は、限定事項の項目ごとの監査事務所数。

9. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果 通常レビューの結果に基づく措置

(単位：監査事務所)

品質管理レビューの結論等	措置	2018年度	2019年度
否定的結論	辞退勧告	2(2)	-(-)
限定事項付き結論	辞退勧告（改善不十分）	2(-)	1(-)
	厳重注意	-(-)	2(1)
	厳重注意（改善不十分）	-(-)	-(-)
	注意	2(1)	4(3)
	小計	4(1)	7(4)
限定事項のない結論における改善勧告事項	注意（改善不十分）	6(4)	5(3)
合計		12(7)	12(7)

※上記表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載している。

※品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所のうち、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対するものは、（ ）内に内数で記載している。

9. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

通常レビューの実施結果の評価

「限定事項付き結論」が表明された監査事務所に共通すること

監査品質を重視する風土が醸成されていない、組織的な監査を実施する体制が整備されていないといった根本的な原因



監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲並びに審査が有効に機能していない、定期的な検証を実施していないなど、監査事務所としての品質管理に不備



結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、複数の改善勧告事項が生じている

9. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

直近(2019年度)における通常レビューの実施結果

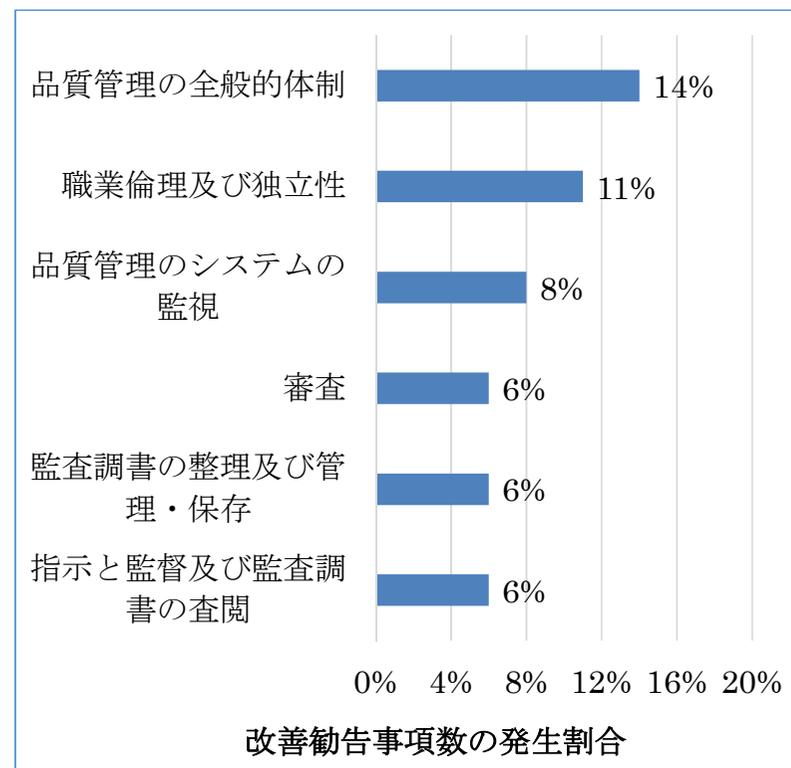
- 監査事務所規模ごとの改善勧告事項の発生状況
(監査事務所における品質管理)

レビューの結論	上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	レビュー報告書 交付事務所数 (A)	改善勧告事項 数 (B)	1事務所当たり 平均 (B/A)
	上場会社監査数			
と限定事項 のない 監査事務所 結論	100社以上	2	-	-
	20~99社	3	2	0.7
	10~19社	6	1	0.2
	10社未満	40	23	0.6
	小計①	51	26	0.5
	その他の監査事務所②	26	8	0.3
	計 (①+②)	77	34	0.4
限定事項付き結論となった監査事務所		7	33	4.7
否定的結論となった監査事務所		-	-	-
2019年度計		84	67	0.8

<参考> 前年度の改善勧告事項の発生状況

2018年度計	55	59	1.1
---------	----	----	-----

- 発生割合の高い改善勧告事項
(監査事務所における品質管理)



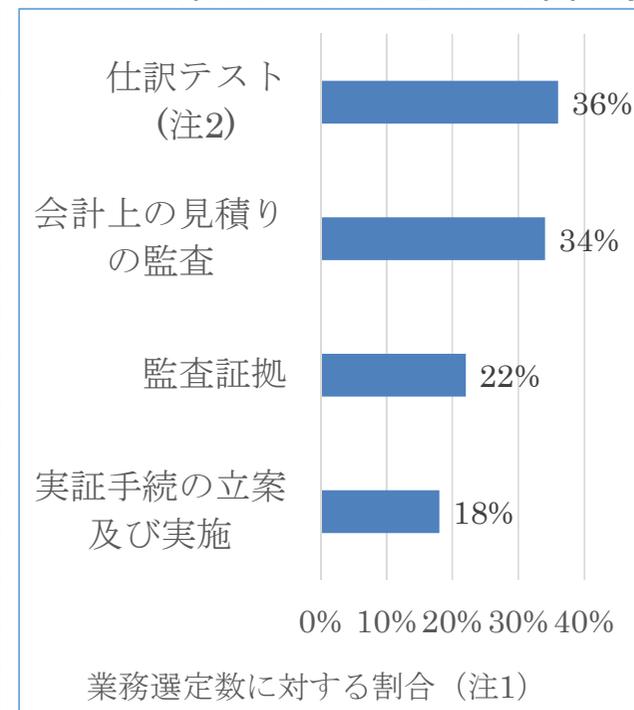
9. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

直近(2019年度)における通常レビューの実施結果

- 監査事務所規模ごとの改善勧告事項の発生状況
(監査業務における品質管理)

レビューの結論	上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	事務所数	選定 業務数 (A)	(A) について改善勧告事項数ごとの 内訳 (業務数)							計
				改善勧告事項数						計	
				0件	1件	2件	3件	4件	5件 ~		
と 限 定 事 項 の な い 結 論	上場会社監査数										
	100社以上	2	30	18	9	2	-	-	1	30	
	20~99社	3	25	8	3	2	3	4	5	25	
	10~19社	6	24	3	6	4	4	4	3	24	
	10社未満	40	65	6	21	13	15	4	6	65	
小計①	51	144	35	39	21	22	12	15	144		
その他の監査事務所②	26	31	2	2	8	7	4	8	31		
計 (①+②)	77	175	37	41	29	29	16	23	175		
限定事項付き結論となった監査事務所		7	12	-	-	1	3	1	7	12	
否定的結論となった監査事務所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2019年度計		84	187	37	41	30	32	17	30	187	
			割合	20%	22%	16%	17%	9%	16%	100%	

- 発生割合の高い改善勧告事項
(監査業務における品質管理)



(注1)「業務選定数に対する割合」 = $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

(注2)「仕訳テスト」については、前年度までは「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」に含めて集計していましたが、発生割合が高くなったことから当年度から別項目として集計しています。

10. 品質管理レビュー 2020年度重点実施項目

2019年度の振り返り等を踏まえ、2020年度の品質管理レビューでは以下を重点実施項目に設定

監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

- 1 監査業務の品質を重視する風土
- 2 監査事務所のガバナンスや組織運営
- 3 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
- 4 職業倫理及び独立性（監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理）
- 5 監査上の主要な検討事項に関する対応等
- 6 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存

個別業務における監査の実施状況

- 1 会計上の見積りの監査
- 2 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
 - ① 職業的懐疑心
 - ② 収益認識
 - ③ 経営者による内部統制を無効化するリスク
- 3 グループ監査の手続
- 4 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査
- 5 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続

(参考) 品質管理レビュー及び関連する法令・制度等の変遷①/2

年度	品質管理レビュー制度	関連する法令・制度等
1999年度	<ul style="list-style-type: none"> ・自主規制としての品質管理レビュー開始（大規模監査法人のみにフル・レビュー） ・品質管理レビューの性格を「指導的又は教育的性格」とする 	品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続の公表
2001年度	上場会社を監査している監査事務所にフル・レビューを開始	
2004年度	公認会計士法の下で制度として位置づけられる	公認会計士・監査審査会の設置（改正公認会計士法の施行）
2005年度	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理レビューの性格を「指導的性格」に変更 ・レビュー対象監査事務所の拡大（公認会計士法上の大会社等）に対応するため、レビューアーを9人から20人に増員 	監査に関する品質管理基準の制定
2007年度	上場会社を監査している監査事務所にフォローアップ・レビューを開始したため、レビューアーを20人から29人に増員	上場会社監査事務所登録制度導入
2011年度	<ul style="list-style-type: none"> ・信用金庫等監査事務所のレビュー開始 ・品質管理委員会に外部委員制度導入 	
2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理レビューの性格を「指導及び監督」に変更 ・品質管理レビュー制度内に品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置制度を新設 ・機動レビュー及び特別レビューの新設 	会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」等の公表
2016年度	品質管理レビューの強化策を安定的に実施するためレビューアーを30人から40人に増員	

(参考) 品質管理レビュー及び関連する法令・制度等の変遷②/2

年度	品質管理レビュー制度	関連する法令・制度等
2020年度	<ul style="list-style-type: none">• 通常レビューの実施結果と改善勧告事項への対応の見直し• 改善勧告事項に関する改善の状況の確認方法の見直し• 特別レビューの実施要件を緩和• 重要な不備事項等の開示制度の見直し• 通常レビューの実施頻度の柔軟化 など	レビュー基準、レビュー手続の改正

(参考) 2020年度改正前後における品質管理レビューの実施結果の種類

実施結果の種類	内容	改正前
重要な不備事項のない実施結果	通常レビューを実施した結果、以下のア.とイ.の両方が認められた場合に表明される。 ア. レビュー対象期間末日における監査事務所の定めた品質管理のシステムの整備の状況において、品質管理の基準に適合していない重要な不備事項は見受けられない。 イ. レビュー対象期間における監査事務所の品質管理のシステムの運用の状況において、当該品質管理のシステムに準拠していない重要な不備事項は見受けられない。	限定事項のない結論
重要な不備事項のある実施結果	通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。	限定事項付き結論
極めて重要な不備事項のある実施結果	通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。	極めて重要な限定事項付き結論
<p>「極めて重要な不備事項」、「重要な不備事項」及び「不備事項」の判断は、現行制度における「極めて重要な限定事項」、「限定事項」及び「その他の改善勧告事項」と同じ水準とする。」 (品質管理レビュー制度等に関する会則等変更要綱案(公開草案)に係るコメントに対する考え方について No.12参照)</p>		否定的結論
実施結果の不表明	通常レビューの実施対象となる事項の重要な構成部分について、主要なレビュー手続を実施できなかったことにより、通常レビューの実施結果を表明するに足る基礎を得られなかった場合に、レビュー報告書において実施結果を表明しない旨とその理由が記載される。	結論の不表明

ご清聴ありがとうございました

